

高等学校
教育課程編成資料
第2集

|| 教育課程の編成 ||

令和2年3月
青森県教育委員会

ま え が き

新しい高等学校学習指導要領は、今年度から総則の一部、総合的な探究の時間及び特別活動等において、移行措置として既に実施され、令和4年度から年次進行によりすべての教科・科目について適用されることになっております。

この「高等学校教育課程編成資料」第2集は、主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数、教育課程の編成や指導計画作成上の留意事項などを中心に編集したものです。

各学校においては、新しい高等学校学習指導要領の趣旨に基づき、この資料を十分活用しながら、特色ある教育課程を編成するとともに、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくようお願いします。

令和2年3月

青森県教育庁

学校教育課長 長 内 修 吾

目 次

まえがき

I 総 則	1
II 各学科に共通する各教科	
国 語	10
地理歴史	11
公 民	12
数 学	13
理 科	14
保健体育	15
芸 術	17
外国語	18
家 庭	20
情 報	21
理 数	23
III 主として専門学科において開設される各教科	
農 業	24
工 業	25
商 業	27
水 産	28
家 庭	29
看 護	30
情 報	31
福 祉	32
理 数	33
体 育	34
音 楽	35
美 術	36
英 語	38
IV 総合的な探究の時間	39
V 特別活動	44

I 総 則

総 則

1 教育課程編成の原則

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに高等学校学習指導要領と、この高等学校教育課程編成資料（青森県教育委員会編）に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する。

2 教育課程編成の基本方針

(1) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことを目指す。

ア 確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。

イ 豊かな心

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の^{かん}涵養を目指した教育の充実に努める。

ウ 健やかな体

体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。

(2) 育成を目指す資質・能力

ア 知識及び技能が習得されるようにすること

イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること

ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

(3) 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強める。

(4) カリキュラム・マネジメントの充実

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。

3 教育課程の編成

(1) 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。その際、各学校が定める総合的な探究の時間の目標との関連を図る。

(2) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

ア 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

イ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

4 各教科・科目の単位数等

(1) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の標準単位数

各学科に共通する各教科・科目（以下「共通教科・科目」という。）及び総合的な探究の時間の標準単位数は、高等学校学習指導要領（平成30年3月文部科学省告示、以下同じ。）第1章第2款の3（1）イの表に示されているとおりとする。

(2) 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

高等学校学習指導要領第1章第2款の3（1）ウの表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目（以下「専門教科・科目」という。）の標準単位数は、次のとおりとする。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農 業	農業と環境	4～6	農 業	食品製造	4～8
	課題研究	3～6		食品化学	4～8
	総合実習	6～8		食品微生物	4～6
	農業と情報	4～6		食品流通	4～6
	作物	4～8		森林科学	6～8
	野菜	4～8		森林経営	4～8
	果樹	4～8		林産物利用	6～8
	草花	4～8		農業土木設計	6～8
	畜産	4～10		農業土木施工	4～6
	栽培と環境	2～6		水循環	4～6
	飼育と環境	2～6		造園計画	6～8
	農業経営	4～6		造園施工管理	4～6
	農業機械	4～6		造園植栽	4～6
	植物バイオテクノロジー	4～6		測量	6～8

農 業	生物活用	4～6		土木構造設計	2～8	
	地域資源活用	4～8		土木施工	3～6	
工 業	工業技術基礎	2～4	工 業	社会基盤工学	2～4	
	課題研究	2～4		工業化学	6～8	
	実習	6～12		化学工学	3～6	
	製図	2～8		地球環境化学	2～6	
	工業情報数理	2～4		材料製造技術	4～6	
	工業材料技術	2～4		材料工学	4～6	
	工業技術英語	2～4		材料加工	4～6	
	工業管理技術	2～8		セラミック化学	2～6	
	工業環境技術	2～4		セラミック技術	2～6	
	機械工作	4～8		セラミック工業	2～6	
	機械設計	4～8		繊維製品	4～6	
	原動機	2～4		繊維・染色技術	4～6	
	電子機械	4～8		染織デザイン	2～6	
	生産技術	2～6		インテリア計画	4～6	
	自動車工学	4～8		インテリア装備	4～6	
	自動車整備	4～8		インテリアエレメント生産	4～6	
	船舶工学	2～18		デザイン実践	2～4	
	電気回路	4～6		デザイン材料	2～4	
	電気機器	4～6		デザイン史	2～4	
	電力技術	4～6		商 業	ビジネス基礎	2～4
	電子技術	4～6			課題研究	2～4
	電子回路	4～6			総合実践	2～4
	電子計測制御	4～6			ビジネス・コミュニケーション	2～4
	通信技術	2～6			マーケティング	2～4
	プログラミング技術	2～8			商品開発と流通	2～4
	ハードウェア技術	2～8			観光ビジネス	2～4
	ソフトウェア技術	2～8			ビジネス・マネジメント	2～4
	コンピュータシステム技術	2～8			グローバル経済	2～4
	建築構造	2～6			ビジネス法規	2～4
	建築計画	3～8			簿記	2～4
	建築構造設計	3～8			財務会計Ⅰ	2～4
	建築施工	2～6			財務会計Ⅱ	2～4
建築法規	2～4	原価計算	2～4			
設備計画	2～6	管理会計	2～4			
空気調和設備	2～8	情報処理	2～4			
衛生・防災設備	2～8	ソフトウェア活用	2～4			
測量	3～6	プログラミング	2～4			
土木基盤力学	2～6	ネットワーク活用	2～4			

商 業	ネットワーク管理	2～4		食品	2
水 産	水産海洋基礎	4	家 庭	食品衛生	5
	課題研究	3～6		公衆衛生	3
	総合実習	6～12		総合調理実習	3
	海洋情報技術	2～6		看 護	基礎看護
	水産海洋科学	2～4	人体の構造と機能		3～7
	漁業	4～8	疫病の成り立ちと回復の促進		4～8
	航海・計器	5～8	健康支援と社会保障制度		2～7
	船舶運用	6～10	成人看護		2～6
	船用機関	6～12	老年看護		2～4
	機械設計工作	3～6	小児看護		2～4
	電気理論	4～10	母性看護		2～4
	移動体通信工学	4～8	精神看護		2～4
	海洋通信技術	4～10	在宅看護		2～4
	資源増殖	4～10	看護の統合と実践		2～4
	海洋生物	3～8	看護臨地実習		10～21
	海洋環境	2～8	看護情報	2～4	
	小型船舶	2～4	情 報	情報産業と社会	2～4
	食品製造	6～12		課題研究	2～4
	食品管理	6～12		情報の表現と管理	2～4
	水産流通	2～6		情報テクノロジー	2～4
ダイビング	2～4	情報セキュリティ		2～6	
マリンスポーツ	2～4	情報システムのプログラミング		2～6	
		ネットワークシステム		2～4	
		データベース		2～6	
		情報デザイン		2～6	
		コンテンツの制作と発信		2～6	
		メディアとサービス	2～4		
家 庭	生活産業基礎	2	福 祉	情報実習	4～8
	課題研究	2～4		社会福祉基礎	2～6
	生活産業情報	2～4		介護福祉基礎	2～6
	消費生活	2～4		コミュニケーション技術	2～4
	保育基礎	2～6		生活支援技術	4～12
	保育実践	2～8		介護過程	2～6
	生活と福祉	2～4		介護総合演習	2～3
	住生活デザイン	2～6		介護実習	4～16
	服飾文化	2～4		こころとからだの理解	2～8
	ファッション造形基礎	2～6		福祉情報	2～4
	ファッション造形	4～10	理 数	理数数学Ⅰ	4～10
	ファッションデザイン	8～14		理数数学Ⅱ	6～14
	服飾手芸	2～4			
	フードデザイン	2～6			
食文化	1～2				
調理	14				
栄養	3				

理 数	理数数学特論	2～8	美 術	美術概論	2～6	
	理数物理	3～10		美術史	2～6	
	理数化学	3～10		鑑賞研究	2～6	
	理数生物	3～10		素描	2～6	
	理数地学	3～10		構成	2～6	
体 育	スポーツ概論	3～6		絵画	2～6	
	スポーツⅠ	1～10		版画	2～6	
	スポーツⅡ	1～10		彫刻	2～6	
	スポーツⅢ	1～10		ビジュアルデザイン	2～6	
	スポーツⅣ	1～10		クラフトデザイン	2～6	
	スポーツⅤ	3～6		情報メディアデザイン	2～6	
	スポーツⅥ	3～6		映像表現	2～6	
	スポーツ総合演習	3～6		環境造形	2～6	
音 楽	音楽理論	3～6		英 語	総合英語Ⅰ	3～6
	音楽史	2～6			総合英語Ⅱ	4～8
	演奏研究	3～6	総合英語Ⅲ		4～8	
	ソルフェージュ	3～6	ディベート・ディスカッションⅠ		2～4	
	声楽	3～8	ディベート・ディスカッションⅡ		3～6	
	器楽	3～8	エッセイライティングⅠ		2～4	
	作曲	3～8	エッセイライティングⅡ		3～6	
	鑑賞研究	1～6				

5 学校設定科目及び学校設定教科

高等学校学習指導要領第1章第2款の3（1）エに示されている「学校設定科目」及びオに示されている「学校設定教科」を開設する場合は、青森県教育委員会に届け出るものとする。なお、設定に当たっては、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。

6 各教科・科目の履修等

（1）各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は、高等学校学習指導要領第1章第2款の3（2）ア（ア）に示されているとおりとし、その単位数は、原則として、標準単位数を下らないものとする。ただし、特に必要のある場合のみ一部単位を減じることができるとされているが、その場合も当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。

総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、原則として、標準単位数の下限を下らないものとする。

（2）各教科・科目の単位数の増・減

各教科・科目については、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができる。これにより、学校においては、生徒

の実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。

標準単位数より多く単位数を配当する場合には、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ、合理的とみられる範囲内で適切に定めることができる。ただし、履修の途中で追加的に単位を配当したり、一部の生徒のみに追加的に単位を配当したりすることは認められない。

他方、必履修教科・科目以外の各教科・科目について、生徒の実態や教科・科目の特質などから標準単位数より少ない単位数を配当する場合には、当該科目の内容の修得や目標の達成、生徒の理解等について十分配慮し、履修に無理のないように単位数を定めることが必要である。

(3) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、次の各項に留意すること。

ア 商業に関する学科においては、上記の25単位の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができる。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

イ 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

ウ 職業教育を主とする専門学科（以下「職業学科」という。）においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(4) 総合学科における各教科・科目の履修等

ア 総合学科においては、「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とする。

イ 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにする。その際、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにする。

7 各教科・科目等の授業時間数等

(1) 年間授業週数

全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。この場合、学校はあらかじめその指導内容や指導計画を十分に検討し、その教科・科目の目標を損なわないよう配慮する。

(2) 週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。学校においては週当たりの授業時数を定めるに当たっては、生徒の負担過重にならないよう配慮する。

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定める。

(3) 授業の1単位時間

授業の1単位時間は、各学校において、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定める。

なお、単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間行われた授業を1単位として計算することを標準としており、各教科・科目等においては、この計算による授業時数を確保することに留意する。

また、各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。

(4) ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。ホームルーム活動の授業時数は、授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

8 教育課程の編成に当たって配慮すべき事項

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

個性を生かす教育の充実は、高等学校教育において重要な考え方の一つとなっていることから、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することができるよう配慮する。

また、教育課程の類型を設ける場合にも、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的な

ものとせず、生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮が必要とされる。

なお、生徒の選択の幅を拡大する際には、適切なガイダンスを行い、生徒が学習する意義をよく理解できるように配慮すべきである。

(2) 就業体験活動の機会の確保

学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。

職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができる。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要する。

(3) 普通科における職業科目の履修

普通科においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮する。

(4) 職業学科における配慮事項

ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、これに配当する授業時数を十分確保するようにする。

イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにする。

9 通信制の課程における教育課程の特例

(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準は、高等学校学習指導要領第1章第2款の5(1)の表のとおりである。なお、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定める。

(2) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定める。

(3) 面接指導の授業の1単位時間

面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定める。

(4) 特別活動の指導時間数

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導する。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

10 単位の修得及び卒業の認定

(1) 履修と修得の区別

単位の修得及び卒業の認定に当たっては、「履修」と「修得」を明確に区別して考えることが必要である。すなわち、

ア 「履修」とは、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目及び総合的な探究の時間の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることである。

イ 「修得」とは、各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が各教科・科目及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められることである。

なお、高等学校学習指導要領第1章第2款の3(2)アにおいて定められている必履修教科・科目及び総合的な探究の時間について、生徒は学校の定める指導計画に従って各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修しなければならないが、高等学校学習指導要領上は修得することまで求めていないことに留意する。

(2) 単位の修得の認定

ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の学年(年次)にわたって履修したときは、各学年(年次)ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(3) 卒業の認定

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定する。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(4) 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮する。

あまりにも厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差や個性の伸長を図るという観点からみて、必ずしも適当とはいえない。

特定の学年において一部の単位の修得が不認定になった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮する。

Ⅱ 各学科に共通する各教科

国 語

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
現代の国語	2	「現代の国語」及び「言語文化」を必修とする。
言語文化	2	
論理国語	4	
文学国語	4	
国語表現	4	
古典探究	4	

2 各科目の履修

- (1) 「現代の国語」及び「言語文化」で育成する総合的な言語能力が、教科の内容の基本となるものを全面的に受けていることから、この科目を共通必修履修科目として全ての生徒に履修させる。
- (2) 「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」及び「古典探究」の各科目については、原則として「現代の国語」及び「言語文化」を履修した後に履修させるものとする。ここで「原則として」としているのは、例えば「現代の国語」、「言語文化」を2以上の連続する年次にわたって分割履修するような場合に、2年次目においては、選択科目を同時に履修できることを可能とするものである。
- (3) 選択科目の履修順序、履修年次等については、生徒の特性や学校の実態などに応じて、各学校において適切に定める。

3 指導上の留意点

- (1) 各科目の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。また、日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。
- (2) 各科目における領域別の授業時数については、1領域のみの「古典探究」を除く全科目において、〔思考力、判断力、表現力等〕における各領域の授業時数が示されていることに留意し、国語科の教育課程として、「読むこと」だけでなく、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」も含めた3領域の内容をバランスよく編成すること。
なお、示された授業時数は、標準単位数における時数であり、単位数の増加が行われた場合には、増加した単位の割合に比例した時数が確保される必要があることに留意すること。
- (3) 教材は、各科目の内容の〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度を育成することをねらいとし、生徒の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。
- (4) 古典の学習においては、古典の世界に親しむことを大切にし、古典の世界に対する理解を深めながら、その世界を自らとかけ離れたものと感じることがなく、身近で好ましいものと感じて興味・関心を抱かせるよう指導の工夫をすること。
- (5) 言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

地 理 歴 史

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
地 理 総 合	2	「地理総合」と「歴史総合」をいずれも全ての生徒に履修させることとし、その「地理総合」を履修した後に選択科目である「地理探究」を、同じく「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できる。
地 理 探 究	3	
歴 史 総 合	2	
日 本 史 探 究	3	
世 界 史 探 究	3	

2 各科目の履修

- (1) 地理歴史科の目標を達成するため、公民科などとの関連を図るとともに、地理歴史科に属する科目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。
- (2) 「地理探究」の履修をもって「地理総合」の、「日本史探究」、「世界史探究」のいずれか、あるいは両方の履修をもって「歴史総合」の履修に代えることはできないことに厳に意を払い、適切な教育課程の編成に当たる必要がある。

3 指導上の留意点

- (1) 「地理総合」「地理探究」については、現代世界の諸地域を構成している諸事象を網羅的に扱ったり、諸要素の成因を細かく考察したり、用語や概念を細かく列挙してその解説に終始したりするような扱いは避け、各項目のねらいや生徒の実態などを十分考慮して基本的な内容を取り上げ、その習得を図ること。その際、内容の大項目Bは、大項目Aの学習成果を踏まえて、さらに大項目Cは、大項目A、Bの学習成果を踏まえて学習できるよう配慮している。また、中項目の配列についても、それぞれの中項目のねらいや内容、学習の流れを考慮して位置付けを工夫しているので、支障のない限りこの順序に基づいて指導計画を作成する必要がある。
- (2) 「歴史総合」については、内容のA、B、C及びDを、この順序で取り扱うものとし、Dの(4)の学習が充実するようにすること。
- (3) 「日本史探究」については、内容のA、B、C及びDは、この順序で扱うこと。また、「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用すること。
- (4) 「世界史探究」については、内容のA、B、C、D及びEを、この順序で取り扱うものとし、Eの(4)の学習が充実するようにすること。

公 民

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
公 共	2	「公共」を全ての生徒に履修させることとし、その履修の後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できる。
倫 理	2	
政治・経済	2	

2 各科目の履修

- (1) 公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。
- (2) 主権者教育において重要な役割を担う教科である公民科として、選挙権年齢の引下げなどを踏まえ、「公共」については、全ての生徒が、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修すること。

3 指導上の留意点

- (1) 「公共」については、内容のA、B及びCをこの順序で取り扱うものとし、既習の学習の成果を生かすこと。また、内容のAについては、この科目の導入として位置付け、(1)、(2)、(3)の順序で取り扱うものとし、B及びCの学習の基盤を養うよう指導すること。その際、Aに示した事項においては、B以降の学習においても、それらを踏まえて学習が行われるよう特に留意すること。
- (2) 「倫理」については、内容のA及びBをこの順序で取り扱うものとし、既習の学習の成果を生かすこと。
- (3) 「政治・経済」については、A及びBの(2)において、小学校及び中学校で習得した概念などに関する知識や、「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方を基に、それぞれの(1)における学習の成果を生かし、政治および経済の基本的な概念や理論などの理解の上に立って、理論と現実の相互関連を踏まえながら、事実を基に多面的・多角的に探究できるよう学習指導の展開を工夫すること。その際、生徒や学校、地域の実態などに応じて、A及びBのそれぞれにおいて探究する課題を選択させること。
- (4) 「公共」「政治・経済」において、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

数 学

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
数 学 I	3	「数学 I」を必履修とする。
数 学 II	4	
数 学 III	3	
数 学 A	2	
数 学 B	2	
数 学 C	2	

(注)「数学 I」については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、2単位とすることができる。ただし、内容は全て取り扱い、教科及び科目の目標を実現できる範囲で行わなければならない。

2 各科目の履修

「数学 I」「数学 II」及び「数学 III」は、その内容の全てを履修する科目であり、「数学 A」「数学 B」及び「数学 C」は、生徒の実態や単位数等に応じてその内容を選択して履修する科目である。また、「数学 I」「数学 II」「数学 III」は、この順に履修することを原則としている。「数学 A」は「数学 I」と並行履修、又は「数学 I」の履修の後の履修が原則である。「数学 B」及び「数学 C」は、「数学 I」の履修の後の履修が原則である。「数学 B」と「数学 C」の間に履修の順序は規定しておらず、生徒の実態などに応じて、例えば、「数学 B」と「数学 C」を並行して履修することや、「数学 B」を履修せずに「数学 C」を履修することなども可能である。

3 指導上の留意点

- (1) 各科目の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成するため、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、数学的な表現を解釈したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けること。
- (2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用は指導方法や学習形態に多様な可能性をもたらすことになり、生徒一人一人を生かす個に応じた指導を行う上で極めて有効であることから、各科目の内容の指導に当たっては、それらを適切に活用し、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 用語・記号に関する取扱いは、数学の指導において極めて重要であることから、具体的な内容と関連付けるなど、その意味や内容が十分に理解でき、用語・記号を用いることのよさが把握できるよう指導すること。
- (4) 数学を学習する意義などを実感できるよう工夫するとともに、次のような数学的活動に取り組むよう配慮すること。
 - ア 日常の事象や社会の事象などを数理的に捉え、数学的に表現・処理して問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って考察する活動。
 - イ 数学の事象から自ら問題を見だし解決して、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する活動。
 - ウ 自らの考えを数学的に表現して説明したり、議論したりする活動。

理 科

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
科学と人間生活	2	「科学と人間生活」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうち「科学と人間生活」を含む2科目、又は、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうちから3科目を必履修とする。
物 理 基 礎	2	
物 理	4	
化 学 基 礎	2	
化 学	4	
生 物 基 礎	2	
生 物	4	
地 学 基 礎	2	
地 学	4	

2 各科目の履修

- (1) 全ての生徒が履修すべき科目数については、「科学と人間生活」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうち「科学と人間生活」を含む2科目、又は、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうちから3科目とする。
- (2) 「物理」「化学」「生物」「地学」については、原則として、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとする。
- (3) 「科学と人間生活」と理科の他の科目との間に履修の順序性はないが、「科学と人間生活」は、その学習を通して、科学に対する生徒の興味・関心を高めることがねらいの一つであるので、その趣旨を踏まえて教育課程編成上の配慮がなされることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 各科目の指導に当たっては、問題を見だし観察、実験などを計画する学習活動、観察、実験などの結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること。
- (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。
- (3) 各科目の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。
- (4) 観察、実験、野外活動などの体験的な学習活動を充実させること。また、その指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。
- (5) 各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。
- (6) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などに関連していることにも触れること。

保 健 体 育

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
体 育	7～8単位	必履修科目とする。
保 健	2単位	必履修科目とする。

「体育」及び「保健」は、全ての生徒に履修させる科目であり、「体育」及び「保健」を必履修科目として履修させる単位数は、上記の標準単位数を原則として下ってはならない。

2 各科目の履修

- (1) 体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。（第1章総則第1款の2の(3)）
- (2) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、その合理的、計画的な解決のための活動の充実に努めること。また、運動の楽しさや喜びを深く味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
- (3) 第1章総則第1款の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用すること。
- (4) 「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当すること。なお、内容の「A体づくり運動」に対する授業時数については、各年次で7～10単位時間程度（授業時数が年間2単位の学年については7単位時間以上、3単位の学年については10単位時間を目安として配当すること）を、内容の「H体育理論」に対する授業時数については、各年次で6単位時間以上を配当するとともに、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域に対する授業時数の配当については、その内容の習熟を図ることができるよう考慮すること。
- (5) 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させること。
- (6) 義務教育段階との接続を重視し、中学校保健体育科との関連に留意すること。

(7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

3 指導上の留意点

- (1) 言語能力を育成する言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり身振りや身体を使って動きの修正を図ったりする活動や、個人及び社会生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮すること。
- (3) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すること。（原則として男女共習で学習を行うこと）
- (4) 「体育」におけるスポーツとの多様な関わり方や「保健」の指導については、具体的な体験を伴う学習の工夫を行うよう留意すること。
- (5) 「体育」と「保健」で示された内容については、相互の関連が図られるよう、それぞれの内容を適切に指導した上で、学習成果の関連が実感できるよう留意すること。

芸 術

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	科 目	標準単位数	備 考
音楽Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうち1科目を選択必修とする。
美術Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	
工芸Ⅰ	2	音楽Ⅲ	2	
書道Ⅰ	2	美術Ⅲ	2	
音楽Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2	
美術Ⅱ	2	書道Ⅲ	2	

2 各科目の履修

- (1) 「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとしている。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

3 指導上の留意点

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。
- (2) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。
- (4) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。
- (5) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

外国語

1 各科目及び標準単位数

科目	標準単位数	備考
英語コミュニケーションⅠ	3	「英語コミュニケーションⅠ」を必履修とする。
英語コミュニケーションⅡ	4	
英語コミュニケーションⅢ	4	
論理・表現Ⅰ	2	
論理・表現Ⅱ	2	
論理・表現Ⅲ	2	

2 各科目の履修

- (1) 「英語コミュニケーションⅠ」は、全ての生徒に履修させる。
- (2) 「英語コミュニケーションⅡ」は「英語コミュニケーションⅠ」を履修した後に、「英語コミュニケーションⅢ」は「英語コミュニケーションⅡ」を履修した後に、「論理・表現Ⅱ」は「論理・表現Ⅰ」を履修した後に、「論理・表現Ⅲ」は「論理・表現Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

3 指導上の留意点

- (1) 小学校及び中学校との接続及び発信能力の育成を図る観点から、「話すこと〔やり取り〕」の領域が設定されている。そのため、語、文法事項などの言語材料を言語活動と関連付けて、生徒が実際のコミュニケーションにおいて効果的に活用できる技能を身に付けるように指導すること。
- (2) 外国語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」の言語活動とこれら結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり、適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成するよう指導すること。
- (3) 生徒が興味をもって取り組める言語活動を段階的に取り入れたり、自己表現活動を工夫したりするなど、様々な手立てを通して生徒の主体的・自律的に学習に取り組む態度の育成を目指した指導をすること。
- (4) 各科目における「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」及び「書くこと」においては、それぞれの言語活動を行う際に生徒が用いる語句や文について規定されている。どの段階においても、生徒がそれまでに学習した語句や文を使って、豊かに表現できるよう指導していくことが大切である。語彙や表現などを増やすだけでなく、それらをどのように活用できるかの観点から、生徒が伝えたい内容に合った語彙や伝えたい内容を効果的に伝えるための文構造や文法事項の活用について、生徒から引き出しながら指導すること。
- (5) 「実際に英語を使用して自分自身の考えを伝え合うなどの言語活動を行う際は、既習の語句や文構造、文法事項などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。」と

記載されている。そのため、新出の語句や文構造、文法事項などの言語材料のみに焦点を当てるのではなく、既習の言語材料を用いて、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し活用することで定着を図るよう指導すること。

- (6) 前回改訂に引き続き、「生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。」としている。教師が授業中に積極的に英語を使用することで、生徒の豊富な英語使用を促すことと併せて、英語による言語活動を行うことが授業の中心となるように指導すること。
- (7) 「文法事項の指導に当たっては、文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、過度に文法的な正しさのみを強調したり、用語や用法の区別などの指導が中心となったりしないよう配慮し、使用する場面や伝えようとする内容と関連付けて整理するなど、実際のコミュニケーションにおいて活用できるように、効果的な指導を工夫すること。」としている。そのため、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを設定した上で、それぞれの言語活動に必要な文法事項を提示して、実際のコミュニケーションにおけるその文法事項の活用の必然性に生徒が気付くような指導を行うこと。

家 庭

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
家庭基礎	2	いずれか1科目を選択必履修とする。
家庭総合	4	

2 各科目の履修

- (1) 「家庭基礎」及び「家庭総合」の2科目のうち、いずれか1科目を必履修科目として履修させる。
- (2) 「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当する。
- (3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させる。
- (4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させる。
- (5) 「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させる。

3 指導上の留意点

- (1) 地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること。
- (2) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 中学校技術・家庭科を踏まえた系統的な指導に留意すること。また、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図り、家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。
- (4) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題を見だし課題を設定し解決する学習を充実すること。
- (5) 子供や高齢者など様々な人々と触れ合い、他者と関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。
- (6) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。
- (7) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (8) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

情 報

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
情報Ⅰ	2	「情報Ⅰ」を必修とする。
情報Ⅱ	2	

2 各科目の履修

- (1) 「情報Ⅰ」は、全ての生徒に履修させる必修科目である。
- (2) 「情報Ⅱ」は、原則として「情報Ⅰ」を履修した後に履修させる選択科目である。
- (3) 情報活用能力の定着を図るため、各科目は同一年次で履修させることを原則とする。

3 指導上の留意点

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 学習の基盤となる情報活用能力が、中学校までの各教科等において、教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ、情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また、他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科・科目等との連携を図ること。特に、公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう特に留意すること。
- (3) 障害のある生徒などについては、学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。
- (5) 各科目の指導においては、思考力、判断力、表現力等を育成するため、情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において、自らの考察や解釈、概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。
- (6) 各科目の指導においては、問題を発見し、設計、制作、実行し、その過程を振り返って評価し改善するなどの一連の過程に取り組むことなどを通して、実践的な能力と態度の育成を図ること。
- (7) 各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。その際、必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、内容のまとまりや学習活動、学校や生徒の実態に応じて、適切なソフトウェア、開発環境、プログラミング言語、外部装置などを選択すること。

- (8) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに、生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。
- (9) 授業で扱う具体例、教材・教具などについては、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

理 数

1 各科目及び標準単位数

科 目	標準単位数	備 考
理数探究基礎	1	理数に関する学科においては、原則として「理数探究」を全ての生徒に履修させること。
理 数 探 究	2～5	

2 各科目の履修

- (1) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (2) 「理数探究基礎」及び「理数探究」の履修における順序はないが、目標や内容を段階的に構成しており、「理数探究基礎」を履修した上で「理数探究」を履修することが望ましい。ただし、「理数探究基礎」で育成を目指す資質・能力を、総合的な探究の時間などで養うことができていると判断される場合には、「理数探究基礎」を履修せずに「理数探究」を履修することも考えられる。

3 指導上の留意点

- (1) 探究の過程における観察、実験などの内容やその中で生じた疑問、それに対する自らの思考の過程などを記録させること。
- (2) 「数学的な手法」を用いる探究の過程に関して、生徒の学習状況に応じ、様々な事象を数式などを用いて分析する数学的モデルをつくり探究することも行われるよう配慮すること。
- (3) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。
- (4) 研究倫理などに十分配慮すること。
- (5) 観察、実験などの過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。
- (6) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動を充実させること。また、その指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。
- (7) 大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう にすること。
- (8) 理数に関する学科においては、「理数探究基礎」及び「理数探究」の指導に当たり、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。特に「理数探究」の指導に当たっては、課題の設定や振り返りの機会を工夫するなどして一層の探究の質の向上を図ること。

Ⅲ 主として専門学科において開設される各教科

農 業

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 農業に関する各学科においては、「農業と環境」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (2) 「農業と環境」は、農業学習への導入を図る基礎的な科目であることから、入学年次で履修させることが望ましい。
- (3) 「課題研究」は、生徒個々の実態に応じ、農業に関する諸課題や進路に応じた諸課題を自ら見だし、これまで学んだ農業に関する各科目や自身の経験を基に、課題解決に向けて自発的に創造的及び発展的に取り組む科目であることから、卒業年次で履修させることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、農業の見方・考え方を働かせ、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けるなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 農業に関する各学科においては、原則として農業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。
- (3) 地域や産業界、農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 農業に関する課題について、科学的な根拠に基づくプロジェクト学習などによる課題解決に向けた主体的・協働的な調査や実験などを通して、情報分析、考察、協議などの言語活動の充実を図ること。
- (6) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (7) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

工 業

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 工業に関する各学科においては、「工業技術基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させる。
- (2) 「工業技術基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。
- (3) 「実習」及び「製図」の名称については、それぞれの科目名に工業に関する各学科の名称を冠して扱うことができる。例えば、機械科では「機械実習」、「機械製図」とすることができる。

3 指導上の留意点

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、工業の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 工業に関する各学科においては、原則として工業科に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。
- (3) 地域や産業界等との連携・交流関係を築き、実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、工業に関する各分野の技術者などを社会人講師として積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。その際、工業科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮すること。
- (5) 工業に関する課題の解決策について、科学的な根拠に基づき論理的に説明することや討論することなど、言語活動の充実を図ること。
- (6) 工業科に属する各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、情報モラルを踏まえて、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (7) 工業に関する課題の解決に当たっては、単に利益を追求することや生産性を優先することだけでなく、ものづくりにおける製品などが社会に与える影響や職業人に求められる倫理観を踏まえるよう留意して指導すること。
- (8) 実験・実習を行うに当たっては、実験・実習の安全確保を図るため、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。特に、工業に関する各学科における「実習」においては、排気、廃棄物や廃液などの処理について人体や環境に及ぼす影響に十分配慮し、安全管理について指導計画に組み入れて指導するなど、十分留意すること。

- (9) 「工業技術基礎」は、工業に関する各分野における基礎的・基本的な内容で構成し、より専門的な学習への動機付けや卒業後の進路についての生徒の意識を深めることが大切である。
- (10) 「課題研究」の指導に当たっては、課題解決の過程で、ものづくりにおける「計画→実行→評価→改善」の評価サイクルについても理解できるように扱い、活用できるようにするとともに、思考力、判断力、表現力等の育成や生徒自身の学習を深めるために、研究の成果を発表する機会を設けるようにすること。

商 業

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 商業に関する各学科においては、「ビジネス基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させる。
- (2) 商業に関する各学科においては、「ビジネス基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。
- (3) 「財務会計Ⅱ」については、「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とすること。なお、並行履修は認められない。

3 指導上の留意点

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- (2) 商業の見方・考え方を働かせ、企業活動に関する事象を捉え、専門的な知識、技術などを基にビジネスに対する理解を深めるとともに、ビジネスの振興策などを考案して地域や産業界等に提案し、意見や助言を踏まえて改善を図るなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (3) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) ビジネスに関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、解決策を考案し地域や産業界等に提案するなど言語活動の充実を図ること。
- (5) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (6) 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。
- (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 「課題研究」の指導に当たっては、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、調査・研究・実験、作品制作、産業現場等における実習、職業資格の取得の中から、個人又はグループで商業の各分野に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、ビジネスに関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、職業資格の取得については、職業資格に関して探究する学習活動を取り入れること。

水 産

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 水産に関する各学科においては、「水産海洋基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (2) 「水産海洋基礎」は科目のねらいなどからみて入学年次で、また、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。
- (3) 「海洋情報技術」の履修により「情報Ⅰ」に代替する場合は、2単位以上履修すること。
- (4) 「課題研究の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を探究の過程を通して行うこと。ただし、例えば職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくない。

3 指導上の留意点

- (1) 水産に関する各学科においては、原則として水産科に属する科目に担当する総授業数の10分の5以上を実験・実習に充当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできる。
- (2) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (3) 水産や海洋に関する課題を科学的・論理的に捉え、解決に向けた方策を自らの意見にまとめ、討議、発表する学習活動や、地域及び産業界等への学習成果の発信、研究発表などの機会を活用して、言語活動の充実を図ること。なお、一部の生徒だけの活動とならないことに留意して、全ての生徒がディベートやプレゼンテーションなど対話的な手法を活用することで、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 水産に関する実験・実習は、食品や薬品を取り扱うほか、海上や潜水プールなどにおいて実施するため、危険を伴うものが多いため、安全や衛生、施設・設備、器具や薬品などの取扱いや点検、管理など事前の指導の徹底を図るとともに、実験・実習中及び事後の指導にも十分な配慮すること。また、実習中又は実習後の廃棄物、汚水、排水、使用薬品の処理について、十分配慮して指導すること。
- (6) 漁業乗船実習、機関乗船実習、体験乗船実習などを行う際には、綿密な計画を立て、所属の実習船により安全で効果的な実習が行われるよう留意すること。
- (7) 「総合実習」の内容とその取り扱いについては、生徒の進路希望、地域の実態や学科の特色等に応じて、海洋漁業実習、海洋工学実習、情報通信実習、資源増殖実習、水産食品実習、その他の水産・海洋実習の中から、1つ以上を選択して扱うこと。

家 庭

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させる。
- (2) 「生活産業基礎」は、生活と産業との関わりや生活産業と職業についての基礎的な内容など、専門的な学習への動機付けとなるように内容を構成していることから、入学年次で履修させるようにする。
- (3) 「課題研究」は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探究して知識と技術の深化・総合化を図るとともに、問題解決の能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目であることから、卒業年次で履修させるようにする。
- (4) 「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基つき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。
- (5) 「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基つき、ファッション造形に関する基礎的な内容により構成される「ファッション造形基礎」を履修させた後に「ファッション造形」を履修させることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 家庭に関する各学科においては、原則として家庭科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできる。
- (2) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 生活産業に関わる実習や就業体験活動などを通して、自分の考え方や情報を的確に伝えたり、まとめたりする活動、創造的に製作する場面において、与えられたテーマに対して互いの考えを伝え合い、イメージをまとめ適切に表現する活動など言語活動の充実を図ること。
- (5) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (6) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

看 護

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則として全ての生徒に履修させる。
- (2) 「基礎看護」は、看護の本質を理解し、看護の基盤となる資質・能力を育成する科目であるため、低学年から履修させることが望ましい。
- (3) 「看護臨地実習」は、基礎的な看護実践力を身に付けるとともに、看護科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図るものであるため、高学年で履修させることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 看護の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切にかつ効果的な看護と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 看護に関する各学科においては、原則として看護科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。
- (3) 地域や保健医療福祉機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 看護に関する課題について、疾患、治療、生活状況などを把握するとともに当事者の思いを傾聴するなど、多面的な情報を集めて分析し、解決策の考察や協議を経て当事者への支援を行い、その結果を踏まえた振り返りを重視する学習活動を行うこと。また活動を通して、言語活動の充実を図ること。
- (6) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (7) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

情 報

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 情報に関する各学科においては、「情報産業と社会」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (2) 「情報産業と社会」は、情報と社会との関わりや情報産業と職業についての基礎的な内容など、情報に関する専門的な学習への動機付けとなるような内容で構成しており、入学年次で履修させることが望ましい。
- (3) 「課題研究」は、生徒が主体的に課題を発見し、知識と技術の深化・総合化を図る学習活動を通して、問題解決の能力や創造的な学習態度を育成することをねらいとしており、卒業年次で履修させることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 情報に関する各学科においては、原則として情報科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。
- (2) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること、その際、情報の科学的な見方・考え方を働かせ、社会の様々な事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に情報産業に対する理解を深めるとともに、新たなシステムやコンテンツなどを地域や産業界と協働して創造するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (3) 地域や産業界、大学等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 情報産業に関する課題の発見や解決の過程において、協働して分析、考察、討議するなど言語活動の充実を図ること。
- (6) 個人情報や知的財産の保護と活用について扱うとともに、情報モラルや職業人として求められる倫理観の育成を図ること。
- (7) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (8) 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

福 祉

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「介護福祉基礎」を原則として全ての生徒に履修させる。
- (2) 選択項目がある科目は「コミュニケーション技術」、「介護総合演習」、「こころとからだの理解」及び「生活支援技術」である。
- (3) 「生活支援技術」の医療的ケアの内容は正しい知識、理解をもって行うこと。
- (4) 「社会福祉基礎」は科目の性格やねらいからみて低学年で履修させることが望ましい。
- (5) 「介護福祉基礎」は「介護実習」の指導とあわせて履修させることが望ましい。
- (6) 「こころとからだの理解」と「生活支援技術」は相互に関連づけて履修させることが望ましい。

3 指導上の留意点

- (1) 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、その場面を意図的に作り出す授業のデザイン力としてとらえ、授業改善を進めること。
- (2) 福祉に関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を通して、言語活動の充実を図ること。
- (3) 福祉に関する各学科に於いては、原則として福祉に関する科目に相当する総授業時間数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。
- (4) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画の作成に関しては、プライバシーの保護に十分留意すること。
- (5) 地域や福祉施設、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるように工夫すること。
- (8) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉用具や介護ロボットなどの取り扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

理 数

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 理数に関する学科においては、「理数数学Ⅰ」及び「理数数学Ⅱ」を、原則として全ての生徒に履修させる。また、「理数数学Ⅰ」の履修をもって「数学Ⅰ」の履修に替えることができる。
- (2) 「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」については、原則として「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修させる。
- (3) 理数に関する学科においては、「理数物理」「理数化学」「理数生物」及び「理数地学」のうちから、原則として3科目以上を全ての生徒に履修させる。また、これら3科目以上の履修をもって、理科の必履修科目の履修に替えることができる。
- (4) 理数に関する学科においては、原則として理数科に属する科目である「理数探究」を全ての生徒に履修させる。

3 指導上の留意点

- (1) 「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」の指導に当たっては、数学的活動を一層重視すること。
- (2) 「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の指導に当たっては、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。
- (3) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的見地から取り扱うこと。
- (4) 各科目の指導に当たっては、数理現象の理解や多数の計算例による法則性の認識及び観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、シミュレーション、結果の集計・処理などのために、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。
- (5) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動を充実させること。また、環境整備に十分配慮すること。
- (6) 各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。
- (7) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、数学・理科で学習することが様々な職業などに関連していることにも触れること。
- (8) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

体 育

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう留意すること。
- (2) 体育に関する学科においては、「スポーツ概論」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」及び「スポーツ総合演習」については、原則として、全ての生徒に履修させること。
※ただし、「体育コース」を設置している学校においては、入学年次の次の年次以降からの履修となるためこの限りではない。
- (3) 体育に関する学科においては、「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」については、卒業までに、原則として全ての生徒に各科目1単位以上は履修させること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 科目「保健」に関しては、専門教科「体育」に属していないので、教科「保健体育」で履修すること。なお、専門教科「体育」内では、科目「保健」に関する内容を代替できる科目がないので代替はできない。また、学校設定科目での設定も、専門教科「体育」では、科目「保健」に関する内容の科目がないために、学校設定科目での設定はできない。

3 指導上の留意点

- (1) 各科目の指導に当たっては、公正、協力、責任、参画、共生に対する意欲及び思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、生徒の健康・安全を確保し、事故防止を図ること。
- (2) 「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」の指導に当たっては、「スポーツⅥ」の学習成果の活用を図ること。
- (3) 体力の測定については、計画的に実施し、各科目の指導及び体力の向上に活用すること。
- (4) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方については、各科目の特性との関連において適切に行うこと。
- (5) 各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるようにすること。
- (6) 学外の認定資格等の取得と関連付けるなど、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるようにすること。

音 楽

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 音楽に関する学科においては、「音楽理論」の〔指導項目〕の「(1) 楽典、楽曲の形式など」及び「(2) 和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(1) 鍵盤楽器の独奏」は、原則として全ての生徒に履修させる科目である。
- (2) 「声楽」の〔指導項目〕の「(1) 独唱」、「器楽」の〔指導項目〕の「(1) 鍵盤楽器の独奏」、「(2) 弦楽器の独奏」、「(3) 管楽器の独奏」、「(4) 打楽器の独奏」、「(5) 和楽器の独奏」及び「作曲」の〔指導項目〕の「(1) 様々な表現形態の楽曲」の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させることとしている。なお、「器楽」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとしている。また、これに加えて、「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。
- (3) 上記(2)に示す専門的に履修させる〔指導項目〕、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)については、原則として各年次にわたり履修させることとしている。

3 指導上の留意点

- (1) 「声楽」の〔指導項目〕の(2)及び「器楽」の〔指導項目〕の(6)については、他者と協調しながら活動することを重視することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成できるようにすること。
- (2) 各科目の特質を踏まえ、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えられるようにするとともに、音環境への関心を高められるようにすること。
- (3) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

美 術

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこととする。また、専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に入れることができる。
- (2) 「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」は、美術に関する基礎となる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせるための科目である。この5科目は美術科の学習である美術の表現と鑑賞の全ての活動に当たって、その裏付けとされる資質・能力の基底となるものを学ばせるものであることから、美術に関する学科においては、原則として全ての生徒に履修させること。
- (3) 「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「情報メディアデザイン」、「映像表現」及び「環境造形」の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する資質・能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分に配慮すること。

3 指導上の留意点

- (1) 「美術概論」では、〔指導項目〕の「(1) 美術に関する基礎的な理論」、「(2) 自然と美術、生活や社会の中の美術」、「(3) 知的財産権と肖像権」を全て扱わなければならない。
- (2) 「美術史」では、〔指導項目〕の「(1) 日本の美術と文化」、「(2) 東洋の美術と文化」、「(3) 西洋の美術と文化」及び「(4) 現代の美術と文化」を全て扱わなければならない。
- (3) 「鑑賞研究」では、〔指導項目〕の「(1) 作品及び作家に関する研究」、「(2) 文化財の保存・修復に関する研究」及び「(3) 展示企画及び展示構成に関する研究」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、「(4) 美術批評」の学習と相互に関連させて指導すること。
- (4) 「素描」では、〔指導項目〕の「(1) デッサン」、「(2) スケッチ」及び「(3) 表現材料」を相互に関連付けて扱うこと。
- (5) 「構成」では、〔指導項目〕の「(1) 形体、色彩」、「(2) 材料」及び「(3) 平面構成、立体構成」を相互に関連付けて扱うこと。
- (6) 「絵画」では、〔指導項目〕の「(1) 日本画」、「(2) 水彩画」、「(3) 油彩画」、「(4) 漫画、イラストレーション」及び「(5) その他の絵画」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (7) 「版画」では、〔指導項目〕の「(2) 銅版画」、「(3) リトグラフ」、「(4) シ

- ルクスクリーン」及び「(5) その他の版画」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (8) 「彫刻」では、〔指導項目〕の「(1) 彫造」、「(2) 塑造」及び「(3) その他の彫刻及び立体造形」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (9) 「ビジュアルデザイン」では、〔指導項目〕の「(2) 伝達目的に応じたデザイン」及び「(3) 空間デザイン」のいずれかを選択して扱うことができる。その際、「(1) ビジュアルデザインの基礎」、「(4) 図法、表示法」及び「(5) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導すること。
- (10) 「クラフトデザイン」では、〔指導項目〕の「(3) 工芸」、「(4) プロダクトデザイン」及び「(5) 伝統工芸」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、「(1) クラフトデザインの基礎」、「(2) 図法、製図」、「(6) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導すること。
- (11) 「情報メディアデザイン」では、〔指導項目〕の「(1) 情報メディアの基礎」、「(2) 情報の視覚化」及び「(3) 伝達、交流、共有」を相互に関連付けて扱うこと。
- (12) 「映像表現」では、〔指導項目〕の「(1) 機器、用具、材料の知識及び使用技術」、「(2) 企画、構成、演出」及び「(3) 編集、合成、加工」を相互に関連付けて扱うこと。
- (13) 「環境造形」では、〔指導項目〕の「(1) 生活環境と造形」、「(2) 展示計画と造形」、「(3) 舞台演出と造形」及び「(4) その他の環境造形」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

英 語

1 各科目及び標準単位数

(主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数表を参照)

2 各科目の履修

- (1) 英語に関する学科においては、「総合英語Ⅰ」及び「ディベート・ディスカッションⅠ」を原則として、全ての生徒に履修させること。
- (2) 「総合英語Ⅱ」は「総合英語Ⅰ」又は「英語コミュニケーションⅠ」を履修後に、「総合英語Ⅲ」は「総合英語Ⅱ」を履修後に、「ディベート・ディスカッションⅡ」は「ディベート・ディスカッションⅠ」を履修後に、「エッセイライティングⅡ」は「エッセイライティングⅠ」を履修後に履修させることを原則とする。
- (3) 「総合英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は「ディベート・ディスカッションⅠ・Ⅱ」及び「エッセイライティングⅠ・Ⅱ」と並行履修させることが可能である。

3 指導上の留意点

- (1) 英語科における各科目においては、全科目が専門教科に属する科目であるため、中学校における学習内容との接続に留意した「多くの支援」を必要とする科目を創設していない。しかし、実際には多様な生徒が存在することを踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の習熟に資するよう、必要に応じた様々な配慮をしながら段階的に指導すること。
- (2) 各科目の「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」及び「書くこと」においては、言語活動を行う際に生徒が用いる語句や文について規定されている。中学校で学習した基礎的・基本的な言語材料を活用しながら、高等学校の学習における豊富な語彙や表現を生かしていくことが必要である。どの段階においても、生徒がそれまでに学習した語彙や文を使って、豊かに表現できるよう指導していくこと。また、語彙や表現などを増やすだけではなく、それらをどのように活用できるかの観点から、生徒が伝えたい内容に合った語彙や伝えたい内容を効果的に伝えるための文構造や文法事項の活用について、生徒から引き出しながら指導すること。
- (3) 英語に関する各科目においては、前回改訂に引き続き、「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。」としている。このため、生徒の多様な実態に配慮しながら豊富な英語使用を促し、英語による言語活動を行うことを授業の中心となるように指導すること。
- (4) 英語の目標では、外国語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の言語活動を結び付けた統合的な言語活動がより一層重視されている。そのため、実際の授業においては、指導の過程において生徒が複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を行えるように指導すること。
- (5) 文法事項の指導に当たっては、文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、過度に文法的な正しさのみを強調したり、用語や用法の区別などの指導が中心となったりしないよう配慮し、使用する場面や伝えようとする内容と関連付けて整理するなど、実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう、効果的な指導をすること。

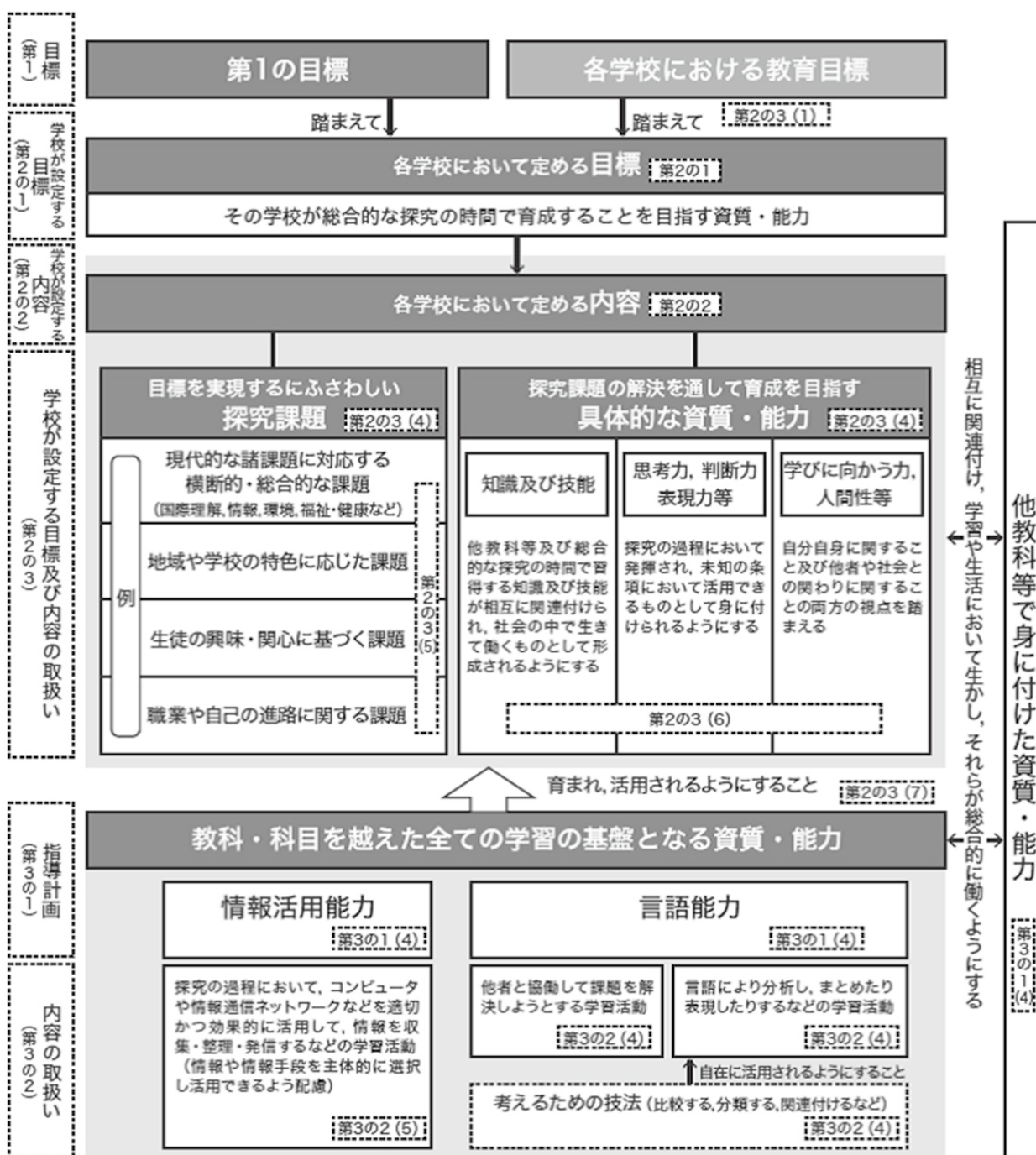
IV 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間

1 各学校において定める目標及び内容

各学校は、学習指導要領第4章総合的な探究の時間の第1に示された総合的な探究の時間の目標（以下「第1の目標」という。）を踏まえて、各学校の総合的な探究の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。

学習指導要領第4章総合的な探究の時間の各規定の相互の関係については、下図のように示すことができる。



(1) 各学校において定める目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。

各学校において総合的な探究の時間の目標を定めるに当たり、「第1の目標を踏まえ」とは、第1の目標の趣旨を適切に盛り込むということである。

具体的には、第1の目標の構成に従って、以下の二つを反映させることが、その要件となる。

- ① 「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。
- ② 育成を目指す資質・能力については、「育成すべき資質・能力の三つの柱」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つのそれぞれについて、第1の目標の趣旨を踏まえること。

(2) 各学校において定める内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定めることが求められている。

今回の改訂において、総合的な探究の時間については、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があるとされた。

① 目標を実現するにふさわしい探究課題

目標の実現に向けて学校として設定した、生徒が探究に取り組むためのものであり、従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。つまり、探究課題とは、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものである。生徒が課題について探究することを通して学ぶという学習過程も重要であることを明確にするために「探究課題」として示した。

② 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、教師の適切な指導の下、生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、育成することを目指す資質・能力のことである。したがって、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力には、各学校の目標が実現された際に現れる望ましい生徒の成長の姿が示されることになる。資質・能力の三つの柱に沿って、この時間における探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力について各学校で明らかにしていく。

2 総合的な探究の時間の指導計画の作成

(1) 全体計画の作成

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、総合的な探究の時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。今回の改訂で、総合的な探究の時間の目標は、そ

の学校の教育目標と直接つながるものである趣旨が示されたところである。

具体的には、各学校において定める目標、及び内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。すなわち、全体計画に盛り込むべきものとしては、①必須の要件として記すもの、②基本的な内容や方針等を概括的に示すもの、③その他、各学校が自分の学校の全体計画を示す上で必要と考えるもの、の三つに分けて考えられる。

① 必須の要件として記すもの

- ・ 各学校における教育目標
- ・ 各学校において定める目標
- ・ 各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力）

② 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの

- ・ 学習活動
- ・ 指導方法
- ・ 指導体制（環境整備、外部との連携を含む）
- ・ 学習の評価

③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの

- ・ 年度の重点・地域の実態・学校、課程、学科の実態・生徒の実態・保護者の願い・地域の願い・教職員の願い
- ・ 各教科・科目等との関連・地域や大学との連携・小学校や中学校との連携・高等学校間の連携 など

（２）年間指導計画の作成

年間指導計画は、１年間における生徒の学びの変容を想定し、時間の流れに沿って具体的な学習活動を構想し、単元を配列したものである。年間指導計画における単元の配列には、１年間を通して一つの単元を行う場合や、複数の単元を行う場合などがある。いずれにおいても、学習活動や生徒の意識が、連続し発展するように配列することが大切である。

年間指導計画に記載される主たる要素としては、単元名、各単元における主な学習活動、活動時期、予定時数などが考えられる。さらに、各学校が実施する教育活動の特質に応じて必要な要素を盛り込み、活用しやすい様式に工夫することが考えられる。

年間指導計画の作成及び実施に当たっては、次の四つの点に配慮すべきである。

- ① 生徒の学習経験に配慮すること
- ② 実社会や実生活との接点を生み出すこと、季節や地域の行事など適切な活動時期を生かすこと
- ③ 他教科等との関連を明らかにすること
- ④ 外部の教育資源の活用及び異校種・他校との交流を意識すること

(3) 単元計画の作成

単元とは、課題の解決や探究活動が発展的に繰り返される一連の学習活動のまとまりという意味である。単元計画の作成とは、教師が意図やねらいをもって、このまとまりを適切に生み出そうとする作業にほかならない。単元づくりは、教師の自律的で創造的な営みである。学校として既に十分な実践経験が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の生徒の実態に即して、単元づくりを行う必要がある。

総合的な探究の時間の学習活動については、探究であることを重要な要件の一つとしている。したがって、総合的な探究の時間では、生徒にとって意味のある課題の解決や探究活動のまとまりとなるように単元を計画することが大切である。生徒は、自分を取り巻く人、もの、ことについて、様々な興味・関心を抱いている。教師は、その中から教育的に見て価値のあるものを捉え、それを適切に生かして学習活動を組織する。学習活動の展開においては、育成を目指す資質・能力が育成されるように、生徒が自分で課題を設定し解決する過程を想定して単元の計画を立てる。

総合的な探究の時間の単元計画作成に際しては、次の二つの重要なポイントがある。一つは、生徒にとって意味のある課題の解決や探究活動を生み出すには、生徒の興味や疑問を重視し、適切に取り扱うことである。もう一つは、課題の解決や探究活動の展開において、いかにして教師が意図した学習を効果的に生み出していかかである。

3 総合的な探究の時間における指導のポイント

(1) 学習過程を探究の過程にすること

学習過程を探究の過程とするためには、以下のようにすることが重要である。

- ① **【課題の設定】** 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ② **【情報の収集】** 必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③ **【整理・分析】** 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する
- ④ **【まとめ・表現】** 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

こうした探究の過程は、いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することもあるし、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もある。およその流れのイメージであるが、このイメージを教師がもつことによって、探究を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながる。また、この探究の過程は何度も繰り返され、高まっていく。

こうした学習活動をスパイラルに繰り返していくことが、質の高い探究の過程を実現することにつながる。

(2) 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

総合的な探究の時間においては、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要がある。それは、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能

力の育成につながるからである。また、協働的に学ぶことにより、探究活動として、生徒の学習の質を高めることにつながるからである。そしてその前提として、何のために学ぶのか、どのように学ぶのかということを生徒自身が考え、主体的に学ぶ学習が基盤にあることが重要である。

具体的には、以下のような場面と生徒の姿が想定できる。

- ① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ
- ② 異なる視点から考え協働的に学ぶ
- ③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- ④ 主体的かつ協働的に学ぶ

4 生徒の学習状況の評価

総合的な探究の時間における生徒の学習状況の評価に当たっては、これまでと同様に、数値的に評価することは適当ではない。

具体的な評価については、各学校が設定する評価規準を学習活動における具体的な生徒の姿として描き出し、期待する資質・能力が発揮されているかどうかを把握することが考えられる。その際には、具体的な生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが欠かせない。特に、総合的な探究の時間においては、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価場面や評価方法を工夫し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることが重要である。

総合的な探究の時間における生徒の具体的な学習状況の評価の方法については、信頼される評価の方法であること、多面的な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であること、の三つが重要である。

なお、総合的な探究の時間では、生徒に個人として育まれるよい点や進歩の状況などを積極的に評価することや、それを通して生徒自身も自分のよい点や進歩の状況に気付くようにすることも大切である。グループとしての学習成果に着目するのではなく、一人一人の学びや成長の様子を捉える必要がある。そうした個人内評価を行うためには、一人一人が学習を振り返る機会を適切に設けることが重要である。

V 特別活動

特 別 活 動

1 特別活動

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容から構成されている。

- (1) ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

また、授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。

なお、いわゆるショートホームルーム等の時間については、ホームルーム活動の授業時数には含まれない。

- (2) 定時制の課程において、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

- (3) 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例として、特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。

なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

2 ホームルーム活動の内容

- (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

イ 男女相互の理解と協力

ウ 国際理解と国際交流の推進

エ 青年期の悩みや課題とその解決

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

ホームルーム活動は、入学から卒業までの発達の段階を踏まえ、系統立てて指導するとともに、年間を通して計画的に指導する必要がある。そのためには、まず学校と

して入学から卒業まで見通した各学年の年間指導計画を作成する必要がある。その際には、(1)のアから(3)のエまでで示された12項目について、入学から卒業までの年間指導計画に位置付ける必要がある。

3 生徒会活動の内容

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- (2) 学校行事への協力
- (3) ボランティア活動などの社会参画

4 学校行事の内容

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

5 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (1) 特別活動における生徒の主体的・対話的で深い学び

特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

指導に当たっては、「(1)知識及び技能」が習得されること、「(2)思考力、判断力、表現力等」を育成すること、「(3)学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

「よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう」とは、特別活動で重視する「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点である。三つの視点は育成することを目指す資質・能力に関わるものであると同時に、それらを育成する学習の課程においても重要な意味をもつ。

- (2) 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画

各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 学習指導要領第5章第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の

一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

なお、特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

- ・学校の教育目標
- ・特別活動の重点目標（育成すべき「資質・能力」）
- ・各教科・科目等との関連（教育課程外の活動等との関連を含む）や危機管理との関連・各活動・学校行事の目標、指導の方針
- ・特別活動に充てる授業時数等
- ・特別活動を推進する校内組織
- ・評価 など

(3) ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連

ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

(4) 障害のある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) 道徳教育との関連

学習指導要領第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

なお、特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科の「公共」及び「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として重視する必要がある。その意味で、特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。

6 内容の取り扱いについての配慮事項

(1) 生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開

ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

(2) 指導内容の重点化と内容間の関連や統合

生徒及び学校の実態並びに学習指導要領第1章第7款の1に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。

(3) ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る

学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

(4) 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視

異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり、社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

(5) 学校給食に関する取り扱い

特別活動の一環として、学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

7 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

8 特別活動の指導を担当する教師

(1) ホームルーム活動の場合

ホームルーム活動の指導に当たっては、ホームルームの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しているが、活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。以下は、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき事項である。

ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること。

イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。

ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。

エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること。

オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。

カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2) ホームルーム活動以外の場合

生徒会活動及び学校行事では、ホームルームや学年の所属を離れた集団による活動

となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、全教師の共通理解に基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

ア 生徒会活動の場合、全校の生徒の組織としての活動であるから、生徒会活動の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。

イ 学校行事の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科・科目等の学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの学校行事の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

9 特別活動における評価

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするため、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを意欲的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。そのため、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることができるようポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫が求められる。なお、生徒の自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではないが、学習評価の参考資料として適切に活用することにより、生徒の学習意欲の向上につなげることができる。

評価については、指導の改善に生かすという観点を重視することが重要である。評価を通してより効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。特に、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。